○内閣府令第四十九号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の一部の施行及び商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、金融商品取引清算機関等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

金融商品取引清算機関等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は「金融商品取引所」」を「、「金融商品取引所」又は「商品市場開設金融商品取引所」」に、「又は金融商品取引所」を「、金融商品取引所又は商品市場開設金融商品取引所」に改める。

第六条第二号中「業務」の下に「又は商品取引債務引受業等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等をいう。以下同じ。）及びこれに附帯する業務」を加える。

第八条第二項第二号及び第十二条第一項中「第百五十六条の十九」を「第百五十六条の十九第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（商品市場開設金融商品取引所による商品取引債務引受業等の承認の申請）

第十二条の二　法第百五十六条の十九第二項の承認を受けようとする商品市場開設金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　承認を受けようとする業務の種類

二　当該業務の開始予定年月日

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該業務の内容及び方法を記載した書面

二　当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

三　当該業務の運営に関する社内規則

四　当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

（承認を受けた商品取引債務引受業等の廃止の届出）

第十二条の三　法第百五十六条の十九第三項の規定により届出を行う商品市場開設金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　法第百五十六条の十九第二項の規定に基づき承認を受けた業務の種類

二　当該業務を廃止した年月日

三　当該業務を廃止した理由

第十四条第三項中「第百五十六条の十九」を「第百五十六条の十九第一項」に改める。

第十五条第一項中「第百五十六条の十九」を「第百五十六条の十九第一項若しくは第二項」に改める。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第九項第二号中「商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項」を「商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項」に、「商品市場（同条第九項に規定する商品市場をいう。次項第三号において同じ。）に相当する外国の市場（同項第二号及び第三号において「外国商品市場」という。）における類似の取引」を「これらに類似する外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。以下同じ。）」に改め、同条第十項第二号中「商品取引所法第二条第八項」を「商品先物取引法第二条第三項」に、「同項第一号ホ」を「同項第一号ホ及びト」に、「外国商品市場における類似の取引」を「これらに類似する外国商品市場取引並びに同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）に改め、同項第三号中「、外国金融商品市場、商品市場又は外国商品市場における取引（次項第二号」を「における取引、外国金融商品市場における取引、商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引（次項第三号」に改め、同条第十一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）

第八条第十二項第二号を次のように改める。

二　商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引（同項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号へに掲げる取引に限る。）及びこれらに類似する外国商品市場取引並びに同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第六号に掲げる取引に限る。）

（銀行法施行規則の一部改正）

第三条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の三第三項を次のように改める。

3　法第十条第二項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（ニを除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

第十四条の十一の十四第二号トを次のように改める。

ト　商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。第三十四条の二の十四第二号トにおいて同じ。）、外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。同号トにおいて同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。同号トにおいて同じ。）に係る権利

第十七条の二第二項中「商品取引所法第二条第十六項」を「商品先物取引法第二条第二十一項」に改める。

第十七条の三第二項第七号中「それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「証票等」を「証票その他の物」を「カードその他の物」に、「証票等」を「カード等」に、「証票等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「カード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「を交付」を「の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）」に改め、同項第八号中「証票等」を「カード等」に、「を交付」を「の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）」に改める。

第三十四条の二の十四第二号トを次のように改める。

ト　商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

第三十四条の三十七第三号イ(1)中「及びニ」を「及び第七号ロ」に改め、同条第六号中「次のいずれにも該当しないことにより、法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められ」を「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当し」に改め、ニを削り、ホをヘとし、へをホとし、同条に次の一号を加える。